

第10回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2024年3月7日

議題

日時：令和6年3月7日(木)10:30-12:00

形式：Teams会議

- 1 こども家庭庁高橋審議官よりご挨拶:3分
- 2 R5版こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」についてのご報告:8分
- 3 こどもデータ連携の取組への申し送りについて:45分

ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

R5版「こどもデータ連携ガイドライン (素案)」についてのご報告

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2024年3月7日

【ご参考】

照会、ヒアリング実施先一覧

団体分類	団体名
関係省庁	文部科学省
	デジタル庁
	子ども家庭庁（支援局、成育局）
	個人情報保護委員会
実証団体	埼玉県戸田市
	東京都昭島市
	兵庫県尼崎市
	広島県・府中町
	福岡県福岡市
	福島県会津美里町
	埼玉県美里町・川島町
	千葉県印西市
	神奈川県横須賀市
	神奈川県開成町
	新潟県佐渡市
	岐阜県山県市
	大阪府和泉市
	宮崎県延岡市

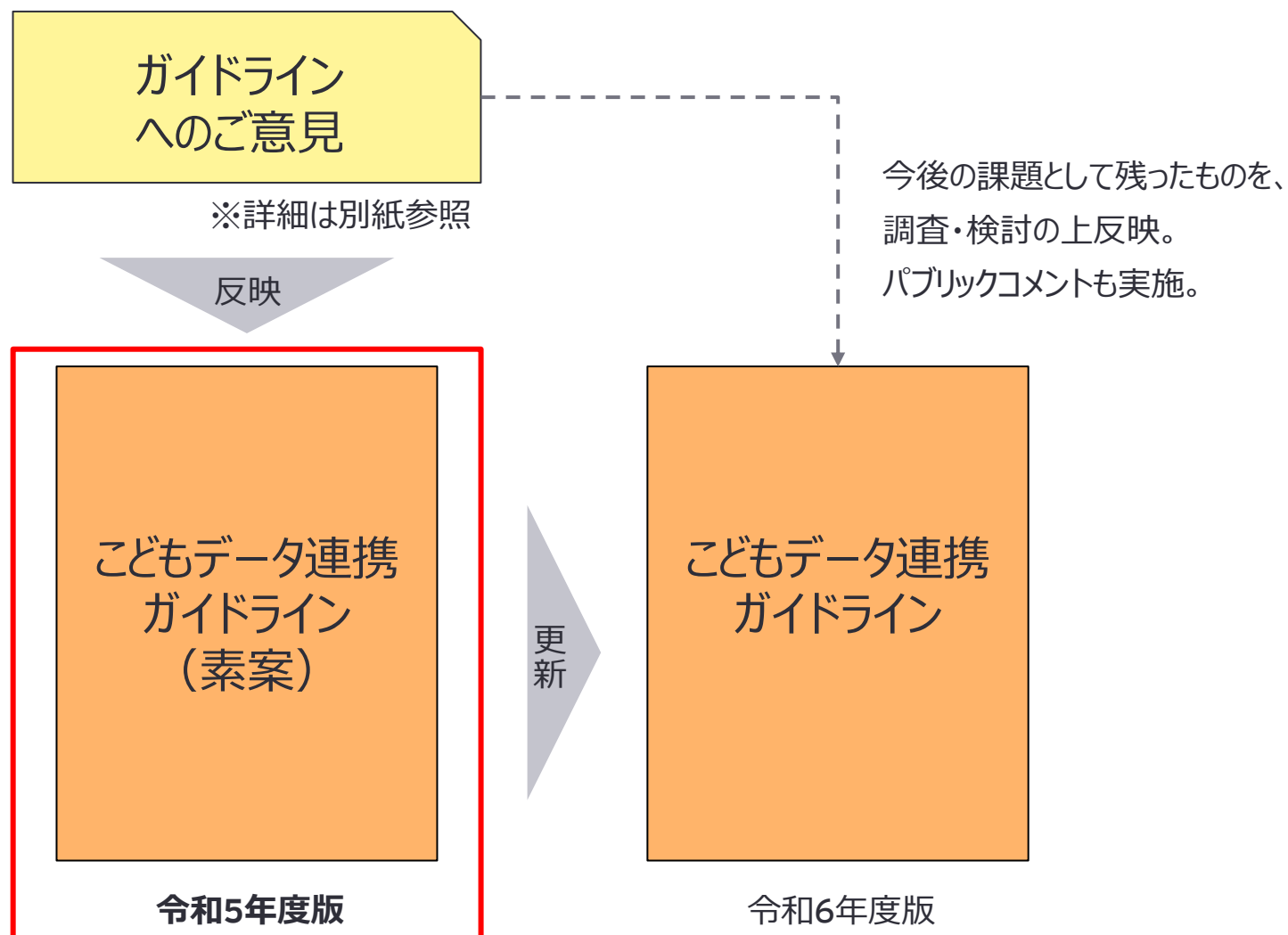
【ご参考】

照会、ヒアリング実施先一覧

団体分類	有識者名
有識者	<p style="text-align: center;">公開を前提としたヒアリングでないため非公開とする。</p>

1. R5版「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」についてのご報告

第9回検討会、関係省庁・実証団体への照会、有識者ヒアリング等で頂戴した意見については、別紙「ガイドラインへのご意見」にて整理をし、反映を実施いたしました。



ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

こどもデータ連携の取組への申し送り

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2024年3月7日

「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を作成する中で、頂戴したご意見はこどもデータ連携の取組への申し送りとして整理しております。

No.	課題分類		課題の概要	
1	ガイドライン策定	共通	地方公共団体の職員がガイドラインを利用し、円滑に取組を進められるように、記載表現の変更やQA集、マニュアルの作成を検討していく必要がある。	
2			地方公共団体がこどもデータ連携の取組を継続的に行っていくにあたって、研究機関や民間団体と連携することを想定し、留意点、好事例等を検討していく必要がある。	
3		3章「利用するデータ項目」	基本連携データ項目の基準値の見直し、基本連携データ項目以外の重要データについても検討が必要である。	
4			データを利用する際の基準値/閾値について、参考となる実証結果や設定の方法例等の記載を検討する必要がある。	
5			4章「個人情報の取扱いに係る検討」	利用目的の整理の際に他の法令の例外規定を根拠に目的外の利用・提供ができる可能性について検討の余地がある。
6				適切な情報の管理を行うため、データの保存期間及び破棄に関して、対応方針を検討していく必要がある。
7				PIA（プライバシー影響評価）や他のガイドライン等、地方公共団体が参考にできるプライバシーに関する記載を充実化していく必要がある。
8				民間事業者へ個人情報の取扱いを委託する場合について、どのような場合にどのような対応の実施が必要であるのか記載を充実化していく必要がある。

前頁の続き

No.		課題分類	課題の概要
9	ガイドライン策定	5章「こどもデータ連携の仕組みの構築」	ネットワークやシステムの構成等、システム標準化やガバメントクラウド等の国が目指している方向性や仕様を含めて明示したうえで、標準的な例を検討していく必要がある。
10		7章「支援への接続」	プッシュ型・アウトリーチ型支援におけるアプローチ方法の記載の充実化していく必要がある。
11			教育と福祉のデータ連携や支援における協働が依然として課題となっているため、連携・協働を促進していく必要がある。
12			NPOや民間団体との協働について、協働を促進できる記載を充実化していく必要がある。
13		8章「事業効果の評価・分析」	事業効果の評価について、標準的な評価方法がなく、横並びの評価が難しいため、検討していく必要がある。

前頁の続き

No.	課題分類	課題の概要
14	法改正、制度変更等	こどもデータ連携の取組を実施するにあたって利用目的の整理や解釈が難しいため、根拠となる法令について法改正含め検討していく必要がある。
15		こどもデータ連携はシステム構築等に費用がかかるので参加が難しい。国による補助金・交付金等の支援策を検討していく必要がある。
16	広報、周知、研修、事務対応等	小規模団体が実証を行う場合の例等を示していく必要がある。
17		国民（住民）の理解が得られるように、パブリックコメントの実施や事業の透明性の確保を行っていく必要がある。
18		QA集の作成やコミュニケーションプラットフォームの検討等、地方公共団体が課題を抱えた際に、解決をサポートする仕組みを検討していく必要がある。
19		こどもデータ連携の取組が実証から通常取組になるにあたって、地方公共団体や外部の組織への総合的な対応窓口が必要となる。
20		協働するNPO等民間団体に対し、個人情報の取扱いやプライバシーの保護、支援のあり方等に関する研修を行う等、支援の受け皿を増やしていく取組も必要である。
21		こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、こどもデータ連携で産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理していくことが必要である。
22		標準仕様の整備
23	こどもデータ連携の取組を全国に展開していくにあたって、国が構築すべきプラットフォームについて検討すべき。	
24	標準的な評価指標の設定方法を一律の基準で示していくことを検討すべき。	

今後、ガイドラインの更新を含め、こどもデータ連携の取組を展開していく上で検討していくべき事項について、ご意見いただければ幸いです。

対応事項	課題・示唆の抽出観点
ガイドラインの策定	<ul style="list-style-type: none">令和6年度ガイドラインで整理しきれなかった内容や実証から新たに得られた取組における課題を整理していく必要がある。ガイドラインに付属するものとして、取組を実施する際に地方公共団体が利用しやすい資料を作成していく必要がある。
法改正、制度変更等	<ul style="list-style-type: none">こどもデータ連携の取組を行うにあたって、現状の法解釈であると恒久的な取組が難しいと考えられる部分について、解決策を示していく必要がある。
広報、周知、研修、事務対応等	<ul style="list-style-type: none">こどもデータ連携の取組を展開していくにあたって、コスト、世論、支援を行う人材の不足等の懸念を払しょくするための、ガイドラインや事例を示していく必要がある。また、こどもデータ連携の取組をより良いものにしていくために地方公共団体、有識者、関連省庁、国民等幅広く意見を聴取していく必要がある。
標準仕様の整備	<ul style="list-style-type: none">こどもデータ連携の取組を行うにあたって、システム構成やデータの連携に課題が生じている部分について、他の政策状況も踏まえて、標準的な方法を示していく必要がある。

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、ごども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたごどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきごども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。